

議 案 名	富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、富士見市手数料条例等の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>本籍地以外での戸籍謄本の発行や行政手続きを行う際に、オンライン等で請求する戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行が新設されたこと等により、次のとおり規定の整備をするものです。</p> <p>（第1条関係） 戸籍の広域交付が開始されることによる「戸籍（除籍）証明書」等の文言の整理及び「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」に関する規定の新設等</p> <p>（第2条関係） 第1条関係で別表を改めたことによる、富士見市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第24号）の項ずれの整理</p>
施 行 日	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和6年3月1日）

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表（第1条による改正）

新			旧		
別表（第2条関係） 1の項～10の項（略）			別表（第2条関係） 1の項～10の項（略）		
(削る)			<u>11</u>	削除	
(削る)			<u>12</u>	削除	
<u>11</u>	住民票の記載事項に関する証明	1件につき 200円	<u>13</u>	住民票の記載事項に関する証明	1件につき 200円
<u>12</u>	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 200円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては100円）	<u>14</u>	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 200円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては100円）
<u>13</u>	住民基本台帳の閲覧	1人につき 300円	<u>15</u>	住民基本台帳の閲覧	1人につき 300円

14	<p>戸籍の謄本若しくは抄本又は<u>戸籍証明書</u></p> <p>_____</p> <p>_____の交付</p>	<p>1通につき 450円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円）</p>	16	<p>戸籍の謄本若しくは抄本又は<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付</p>	<p>1通につき 450円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円）</p>
15	<p><u>戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u></p>	<p><u>証明事項1件につき 350円</u></p>	(新設)		
16	<p><u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び19の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電</u></p>	<p><u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</u></p>	(新設)		

	<u>子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u> における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
17	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> _____ _____ _____ _____の交付	1 通につき 750円	17	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスク</u> をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750円
(削る)			18	<u>戸籍に記載した事項に関する証明</u>	<u>証明事項 1 件につき 350円</u>

18	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円	19	除籍 _____ に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
19	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円</u>	(新設)		

	<u>書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>	
20	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の <u>規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	1通につき 350円
21	(略)	(略)
22	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の <u>規定に基づく届書その他受理した</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したもの</u> 1件につき 350円

20	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の <u>届出</u> 若しくは申請の受理の証明書又は <u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく書類</u> に記載した事項の証明書 _____ _____ _____の交付	1通につき 350円
21	(略)	(略)
22	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の <u>書類</u>	<u>書類</u> _____ _____1件につき 350円

	<u>書類又は同法第120条の</u> <u>6第1項の規定に基づく届</u> <u>書等情報の内容を表示した</u> <u>ものの閲覧</u>			<hr/> <hr/> <hr/> <u> </u> の閲覧	
--	---	--	--	-----------------------------------	--

富士見市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第24号）新旧対照表（第2条による改正）

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>第2条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表8の項中「(多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。))を利用することによる交付の場合にあつては 100円)」を削り、<u>同表10の項及び12の項中</u>「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあつては100円)」を削り、<u>同表14の項中</u>「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあつては350円)」を削る。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表8の項中「(多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。))を利用することによる交付の場合にあつては 100円)」を削り、<u>同表10の項及び14の項中</u>「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあつては100円)」を削り、<u>同表16の項中</u>「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあつては350円)」を削る。</p>